

XI. 静岡理工科大学卒業生及び在校生の兄弟姉妹・子に対する給費型奨学生要綱

平成 31 年 3 月 19 日 制定
令和 3 年 7 月 20 日 改正
令和 5 年 1 月 26 日 改正

(目 的)

第1条 この要綱は、静岡理工科大学の学部または大学院（以下「本学」という。）に兄弟姉妹が現在在籍または卒業しており、新たに二人目以降の兄弟姉妹が本学に入学した場合における給費型奨学生（以下「兄弟姉妹奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。

2 この要綱は、本学の卒業生本人の子が本学に入学した場合における給費型奨学生（以下「卒業生の子奨学生」という。）に関する必要な事項を定める。

(奨学生の区分)

第2条 この要綱に定める選学生の区分は、次のとおりとする。

（1）兄弟姊妹奖学金

本学に兄弟姉妹が二人以上入学することによる生計維持者の経済的な負担を軽減することを目的として、兄弟姉妹奨学生として入学後に所定の手続きを経た者に対して、入学後に30万円（大学院入学の場合は15万円）を給費する。

（2）卒業牛の子犢学生

本学の卒業生本人の子が本学に入学することを奨励し、さらに強固な信頼関係を醸成するとともに、本学の卒業生に対する経済的な負担を軽減することを目的として、卒業生の子奨学生として入学後に所定の手続きを経た者に対して、入学後に30万円（大学院入学の場合は15万円）を給費する。

(対象者)

第3条 兄弟姉妹奨学生は、兄弟姉妹が本学に在籍または卒業しており、新たに二人目以降の兄弟姉妹が入学して在籍している場合に申請することができる。

2 卒業生の子継学生は、本学の卒業生本人の1親等の子が本学に入学して在籍している場合に申請することができる。

3 前二項において規定する卒業生が、死亡等により戸籍から抹消（除籍）された場合でも、当該要件を満たす証明があれば、本要綱を適用することができる。

4 本要綱に規定する奨学生は、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

（1）申請時点において授業料及び代理徴収金が未納である者

（2）科目等履修生、聽講生、研究生または委託研究生

(3) 学則第40条に該当し、本要綱に定める奨学生として不適当と認められた者

(4) 本要綱に定める選学生として所定の期間内に申請を行わなかった者

(5) 次条に定める供給の制限に該当する者

（6）学長が本要綱に規定する奨学生として認めない者

(手続き)

第4条 本要綱に定める奨学生として、奨学金の給費を受けようとする者は、入学年度の5月1日から1か月以内に「兄弟姉妹奨学金・卒業生の子奨学金給費奨学生申請書」に次の各号に規定する書類を付して学務課まで提出する。

(1) 戶籍謄本【戶籍全部事項證明書】

(兄弟姉妹奨学金 : 兄弟姉妹の関係が分かるものに限る)

(卒業生の子奨学金：卒業生との親子関係が分かるものに限る)

- (2) 振込先金融機関の通帳の写し
- 2 本条第1項の申請を受理した後、2か月以内に兄弟姉妹奨学金・卒業生の子奨学金の受給対象者を決定し、給付金を指定口座に送金する。
- 3 前条第4項の規定により、本要綱の奨学生として認められない場合は、申請者に対して通知する。

(併給の制限)

第5条 兄弟姉妹奨学金と卒業生の子奨学金の併給は認めない。

- 2 同一人物に対する兄弟姉妹奨学金または卒業生の子奨学金の受給は1回を限度とする。
- 3 1組の兄弟姉妹における兄弟姉妹奨学金は、当該兄弟姉妹のうち本学に入学した兄弟姉妹の人数から1を減じた数を受給できる回数の限度とする。

(事務)

第6条 本要綱の奨学生に関する事務は、学務課が行う。

(要綱の改廃)

第7条 この要綱の改廃は、大学評議会の議を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項に定める申請期間については、平成31年度においては、同年度に在籍している者（留年している者は除く）に限り、入学年度に問わらず5月1日から1か月間申請を受け付けるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。